

議案第27号

小松島市立体育館条例の一部を改正する条例について

小松島市立体育館条例（昭和57年小松島市条例第8号）の一部を別紙のように改正する。

平成26年3月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

## 小松島市立体育館条例の一部を改正する条例

小松島市立体育館条例（昭和57年小松島市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

使用区分				時間区分		午後5時 ～午後9時 30分	午前9時 ～午後5時	午前9時 ～午後9時 30分	超過時間 1時間まで ごとに
				午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5時				
全面 使用	アマ チュ アス ポ ー ツ に 使 用 す る 場 合	入 場 料 の 類 を 徴 収 し な い 場 合	電気を使 用しな い場 合	円	円	円	円	円	円
			電気を使 用す る場 合	1時間につき2,000円を加算する。					
		入 場 料 の 類 を 徴 収 す る 場 合	27,720	38,810	43,200	55,440	98,640	9,470	
		アマ チュ アス ポ ー ツ 以 外 の も の に 使 用 す る 場 合	営 利 又 は 営 業 の た め の 宣 伝 を 目 的 と み な さ れ な い 場 合	41,580	58,210	64,910	83,160	148,070	14,090
			営 利 又 は 営 業 の た め の 宣 伝 を 目 的 と み な す 場 合	103,950	145,530	162,160	207,900	370,060	35,340
部分 使用	床面の3分の1以下を使用 する場合		全面使用の場合について定められた使用区分に応じた使用料の額に100分の33を乗じて得た額 (100円未満の端数は、100円に切り上げる。)						
	床面の3分の1を超え2分の1以下を使用する場合		全面使用の場合について定められた使用区分に応じた使用料の額に100分の50を乗じて得た額 (100円未満の端数は、100円に切り上げる。)						
	床面の2分の1を超え3分の2以下を使用する場合		全面使用の場合について定められた使用区分に応じた使用料の額に100分の66を乗じて得た額 (100円未満の端数は、100円に切り上げる。)						
トレーニング室		電気を使 用しな い場 合		アマチュアスポーツに使用する場合で午前9時から正午まで750円、午後1時から午後5時まで1,000円、午前9時から午後5時まで2,000円					
		電気を使 用す る場 合		1時間につき500円を加算する。ただし、アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合は、1時間当たりの額に100分の600を乗じて得た額。営利、営業のための宣伝を目的とみなす場合は、100分の1,500を乗じて得た額					
会議室				1時間600円					

備考

- 1 電気、水道及びガスを多量に消費する場合は、別に実費を徴収する。
- 2 利用者が本市以外の住民及び団体である場合は、2割増とする。
- 3 利用者が本市の住民であり義務教育終了前の者及び高等学校在籍の者である場合は、半額とする。
- 4 器具及び設備の使用料については、教育委員会規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成26年6月1日から施行する。